

第三十八回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第十三号

昭和三十六年三月十六日(木曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事田中 榮一君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 繼義君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 小澤 太郎君

大沢 雄一君 大竹 作摩君

久保田円次君 富田 健治君

永田 亮一君 文平君

前田 義雄君 佐野 鶴男君

自治大臣 安井 謙君

二宮 武夫君 山口 誠亮君

門司 嘉君

出席國務大臣

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) 久保田円次君

自治事務官 後藤田正晴君

(税務局長)

委員外の出席者

(財政課長) 松島 五郎君

(財政官)

の地 種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	五一〇、七〇〇〇〇	円
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	二四四八	
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき	一四四〇〇	
2 橋りよう	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三〇七八五	
費				
3 河川費	木橋の延長	一メートルにつき	一一、一八八〇〇	
4 港湾費	河川の延長	一メートルにつき	二、一〇六四〇〇	
5 その他の土木費	港湾(漁港を含む。)の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇	
	海岸保全施設の延長	一人につき	四〇三四	
	人口	一人につき	一平方キロメートルにつき	六八一、八三七〇
		一メートルにつき	三五六〇〇〇	
教育費				

五号) は本委員会に付託された。

る陳情書(三重県議会議長小久保久吉)(第五七五号)

暴力排除措置に関する陳情書(新潟県議長伊藤正一)(第五八二号)

県東蒲原郡津川町議会議長伊藤正一)提出、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公共事業に対する国庫補助負担金のリスト)会議平山照次(第四五九号)

基礎準備引上げに関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第五八三号)

新市町村建設促進のための助成措置に関する陳情書(香川県議会議長大久保雅彦)(第四九七号)

新市町村の行政水準向上に関する陳情書(仙台市勾当台通二十七番地宮城県町村議長会長中川清)(第四九八号)

市勾当台通二十七番地宮城県町村議長会長中川清(第四九九号)

自動車交通事故防止対策確立に関する件

○濱田委員長 これより会議を開きます。

昨日本委員会に付託されました内閣提出、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第一部を改正する法律案

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

二部を改正する法律案

第三部を改正する法律案

第四部を改正する法律案

第五部を改正する法律案

第六部を改正する法律案

第七部を改正する法律案

第八部を改正する法律案

第九部を改正する法律案

第十部を改正する法律案

第十一部を改正する法律案

第十二部を改正する法律案

第十三部を改正する法律案

第十四部を改正する法律案

第十五部を改正する法律案

第十六部を改正する法律案

第十七部を改正する法律案

第十八部を改正する法律案

第十九部を改正する法律案

第二十部を改正する法律案

第二十一部を改正する法律案

第二十二部を改正する法律案

第二十三部を改正する法律案

第二十四部を改正する法律案

第二十五部を改正する法律案

第二十六部を改正する法律案

第二十七部を改正する法律案

第二十八部を改正する法律案

第二十九部を改正する法律案

第三十部を改正する法律案

第三十一部を改正する法律案

第三十二部を改正する法律案

第三十三部を改正する法律案

第三十四部を改正する法律案

第三十五部を改正する法律案

第三十六部を改正する法律案

第三十七部を改正する法律案

第三十八部を改正する法律案

第三十九部を改正する法律案

第四十部を改正する法律案

第四十一部を改正する法律案

第四十二部を改正する法律案

第四十三部を改正する法律案

第四十四部を改正する法律案

第四十五部を改正する法律案

第四十六部を改正する法律案

第四十七部を改正する法律案

第四十八部を改正する法律案

第四十九部を改正する法律案

第五十部を改正する法律案

第五十一部を改正する法律案

第五十二部を改正する法律案

第五十三部を改正する法律案

第五十四部を改正する法律案

第五十五部を改正する法律案

第五十六部を改正する法律案

第五十七部を改正する法律案

第五十八部を改正する法律案

第五十九部を改正する法律案

第六十部を改正する法律案

第六十一部を改正する法律案

第六十二部を改正する法律案

第六十三部を改正する法律案

第六十四部を改正する法律案

第六十五部を改正する法律案

第六十六部を改正する法律案

第六十七部を改正する法律案

第六十八部を改正する法律案

第六十九部を改正する法律案

第七十部を改正する法律案

第七十一部を改正する法律案

第七十二部を改正する法律案

第七十三部を改正する法律案

第七十四部を改正する法律案

第七十五部を改正する法律案

第七十六部を改正する法律案

第七十七部を改正する法律案

第七十八部を改正する法律案

第七十九部を改正する法律案

第八十部を改正する法律案

第八十一部を改正する法律案

第八十二部を改正する法律案

第八十三部を改正する法律案

第八十四部を改正する法律案

第八十五部を改正する法律案

第八十六部を改正する法律案

第八十七部を改正する法律案

第八十八部を改正する法律案

第八十九部を改正する法律案

第九十部を改正する法律案

第九十一部を改正する法律案

第九十二部を改正する法律案

第九十三部を改正する法律案

第九十四部を改正する法律案

第九十五部を改正する法律案

第九十六部を改正する法律案

第九十七部を改正する法律案

第九十八部を改正する法律案

第九十九部を改正する法律案

第一百部を改正する法律案

第一百一部を改正する法律案

第一百二部を改正する法律案

第一百三部を改正する法律案

第一百四部を改正する法律案

第一百五部を改正する法律案

第一百六部を改正する法律案

第一百七部を改正する法律案

第一百八部を改正する法律案

第一百九部を改正する法律案

第一百十部を改正する法律案

第一百十一部を改正する法律案

第一百十二部を改正する法律案

第一百十三部を改正する法律案

第一百十四部を改正する法律案

	衛生費	労働費	失業者数	人口
五 費	産業経済費	農業行政	農家数	一戸につき
四 費	農業行政	商工行政	商工業の従業者数	一人につき
三 費	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき
二 費	その他の行政	その他の行政	その他の行政	一人につき
一 費	徴稅費	登録費	市町村税の税額	千円につき
3 費	戸籍住民	世帯数	本籍人口	一人につき
2 費	諸費	人口	一人につき	一人につき
1 費	災害復旧費	面積	一戸につき	一戸につき
八 費	特定債償還	災害復旧費の元利償還金に充てた地方債に充てた財源に係るた行充賃費等	一平方キロメートルにつき	一、〇七九一九
利方許るるたれに充てた行充賃費等	特公其事業の元利償還金を元地を	一円につき	二九三、〇〇〇〇〇	二六、六八八〇〇
利方許るるたれに充てた行充賃費等	特公其事業の元利償還金を元地を	一円につき	五六七四五六	二〇七六七
利方許るるたれに充てた行充賃費等	特公其事業の元利償還金を元地を	一円につき	一一九九八〇〇〇〇〇	二〇七六七
利方許るるたれに充てた行充賃費等	特公其事業の元利償還金を元地を	一円につき	九五	二五

九
年
度

3

め、同表測定単位の數値の算定の基礎の欄中「特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。」を「地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。」に改め

第十三条第一項中「特定借権譲渡費」を「災害復旧費及び特定借権譲渡料」に改める。
第十六条第四項中「四月一日以前一年内に」を「四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の

項中
八 七 災害復旧費
特定債償還費
災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利債還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を
許可された地方債に係る元利債還金
一円につき

「七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和

1 特別措置債償還費

2 特定債償還費
公共事業費等特定利の事業費の財源に充てるた
た地方債に係る元利債償還金

三十六年度における
三十七年度以降に
ける償還額 一円につき 一円につき 一〇〇 九五

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和二十七年度以降において発行を許可された元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起きた地方債の当該年度における元利償還金に改め、

同条第二項の表中

三十九、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利償還金

四
るた行充業費十
元地をて費等
利方許るの特公
償償可た財定共
還にさめ源の事
金係れ発に事業

(4) 九災十害
一、國庫の補助金、負担金を受けて実行した特殊土石工事費又は国庫の経費を充てたものとし、第一項の事業に係る負担金又は国庫の行なうため起した特殊土石工事費を除く。二、六防六障の負担金を受けて実行した特殊土石工事費を除く。三、第三条第一項の事業に係る負担金又は国庫の行なうため起した特殊土石工事費を除く。四、第一項の事業に係る負担金又は国庫の行なうため起した特殊土石工事費を除く。

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金を充てた地方債の当該年度以降における発行を許可されるたる地方債で、(2) 庫の負担金を受けたる元利償還金及び(3) 庫の負担金を受けたるため起こした地方債の当該年度における元利償還金。

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による地盤沈下、地盤変動又は國の行う地盤沈下、防除のための事業に係る侵食によくは海岸侵食による地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による地盤沈下等の事業に係る負担金に充てられる元利償還金。

(3) 地盤沈下等対策事業債と云ふ當該年度における元利償還金。

砂防工事等の事業に係る負担金に充てたる元利償還金。

砂防工事等の事業に係る負担金に充てたる元利償還金。

砂防工事等の事業に係る負担金に充てたる元利償還金。

四十
災害復旧事業費の財源に充
てた地方債の昭和三十六年度以
降に於ける償還すべき元利金の昭
和三十六年度における償還額

(3) 国庫の負担金を受けて施行した特時措置法(昭和二十七年法律第九十
く事業に係る経費又は国の行なう當
指定期間のための事業に係る経費又は金の充てたるための
ける元利償還金

と読み替えるものとする。

改正において償還すべき元金の昭和三

昭和二十九年度において特別の措置
「特別措置債」ということで自治大臣が
おける元利償還金及び昭和三十七年
三十六年度における償還額

円

3

改正前的地方財政法第三十三条

第一項の規定により昭和三十五年度において地方債を起こした市町村は、改正後の地方財政法第五条の規定にかかわらず、昭和三十六度にあつては当該地方債の額の三分の二の額、昭和三十七年度にあつては当該地方債の額の三分の一の額の地方債を起こすことができる。ただし、これらの額は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4

前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6 市町村は、附則第三項の規定によることを除く場合は、地方債を起こす場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければなりません。

○濱田委員長 政府より提案理由の説明を求めます。安井自治大臣。

○安井國務大臣 ただいま議題となり

一部を改正する法律案の提案とその要旨を御説明申し上げます。

また地方交付税法及び地方財政法の

上記を引き上げて基準財政需要額を増額することとなります。その一は、単位費

に対するものにかかる単位費用を引き

ばならない。

7

附則第三項の規定による地方債

の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他の前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

8

改正前的地方財政法第三十三条

第一項の規定により起こした地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお従前の例によ

ては、(1)明年度は、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業を初めとする各種公共事業や社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源及び昨年十月から実施された地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費に対応する財源を関係地方団体に付与する必要がありま

す。また明年度は、国税三税の大額な増加や本年度からの二百余億円の繰り越しによって地方交付税の総額も相当多額の増加となりますので、この際、関係基準財政需要額を増額して将来にわたる地方行政の水準の向上を企図することが適當と考えられるのであります。

(2) なお、昭和三十四年度に実施された固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収を補てんするための地方債に措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次に、この法律案の内容の要旨について申上げます。

第一は、地方交付税法の改正に関する事項であります。その一は、単位費

生活保護費、社会福祉費及び衛生費の

上記により増加する経費の財源を付与

するため、労働費中失業者数を測定單

位とするものにかかる単位費用を引き

上げます。

その二は、測定単位の改正に関する事項であります。すでに申し上げまし

た通り、明年度におきましては、地方

行政の質の差のあることを前提として行なっている割り落としを廢止する所

存であります。

その三は、測定単位の改正に関する事項であります。すでに申し上げまし

た通り、明年度におきましては、地方

行政の質の差のあることを前提として行なっている割り落としを廢止する所

に備えてその財源を留保するとともに、長期にわたる地方財政の健全化を推進することも必要であると考えられます。この意味において昭和三十六年度限りの措置として一部地方債の繰り上げ償還を期待することといたしました。すなわち、昭和二十一年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度におきまして給与改定財源あるいは道路財源として一般財源の充実にかかる特別の措置として発行を許可された地方債並びに国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業にかかる経費または国の行なう災害復旧事業にかかる負担金に充てるため昭和二十六年度以前において発行を許可された地方債の繰り上げ償還額を基準財政需要額に算入することとした次第であります。

おける発行額のそれぞれ三分の二及び三分の一の額の発行をすることができます。こととし、激変緩和の措置を講ずることといたしております。
以上が、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。
何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただし、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

附 四
（施行期日）
1 この法を
する。
（経過措置）

則
律は、公布の日から施行
給付に関する市町村の負担金について
の特例措置の期限を一年間延期しよう
とするものであります。

給付に関する市町村の負担金についての特例措置の期限を一年間延期しようと/orするものであります。
以下改正点の概要について順次御説明申し上げます。

いたしました。すなわち、昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度におきまして給与改定財源あるいは、道路財源として、一般財源の充実にかわる特別の措置として発行を許可された地方債並びに国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業にかかる経費または国の行なう災害復旧事業にかかる

○濱田委員長 次に、予備審査のため
本委員会に付託されました市町村職員
共済組合法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

第十五条の次に次の二条を
る。

加元

〔第六十二条中「休業給付」の下に「(保健給付又は休業給付に係る附加給付を含む。)」を加える。〕

○ 濱田委員長 政府より提案理由の説明を求めます。安井自治大臣。

一方、国家公務員共済組合法におきましては、昭和三十三年の改正以来、一般的に附加給付の制度が設けられておりますので、市町村職員共済組合法におきましても、これに準じてこの制度を一般的に認めて、附加給付を行なうことができるようにしておきたいと存じます。

○安井国務大臣 ただいま議題となり

第二は、分べんに関する給付について述べます。現行の百叮付職員共

ました市町村職員共済組合法の一章を

てでござります 現行の市町村職員共済組合法におきましては、組合員の分

を御説明申し上げます。

べんに對しては分べん費、配偶者の分

この法律案は、**国家公務員共済組合**法及び**健康保険法**の短期給付制度との

へんに対しでは配偶者分へん費 また

均衡上、市町村職員共済組合法にも法
定の豆期会計の法、二村口会計の削除

かつ保育する場合には、保育手当金を支給する二三二三の二三十日、二

定期の短期給付のほかに附加給付の制度

支給することになりますが、これらの保険給付は、健康保険の代行と

村について最低保障の制度を設けるた

しての性格を持つものであります。

の市町村職員共済組合法における短期労働者に対する待遇は、必要が改正を行がい、また、現行

で、健康保険法は準して行なうことにしております。このたび健康保険法に

第三十一条第一項にかかるたなし
を加える。

おいて分べん費、配偶者分べん費及び保育手当金について改正が行なわれるようになりましたので、市町村職員共ことになりましたのも、これに準じて改正を行なうこととし、分べん費につきましては六千円、配偶者分べん費につきましては三千円の最低額を保障しようとするものであります。

○濱田委員長 阪上委員から発言の中
し出があります。この際これを許しま
す。阪上安太郎君。

それと同時に私ども社会民主党は、今回
の地方行政委員会における法案の中間案
で、地方税法の改正案。それから基幹
都市の建設促進法案、この二法案は重
なります。

それから本委員会に大蔵大臣の出席を求めるについては、これは当然のこととて実は本日も出席を求める

くれておるじゃないかという御指摘を
ことにごもつともでございます。地方税
税法につきましては、ありていに申し
まして、最初遊興飲食税等の問題につ
きましても非常に政治的な問題があつ

たようで、この提案が全体として、おくれております。これも取り急ぎ取りまとめまして、提出しようとしたところが、おりましたところが、またごく一部の問題でござりまするが、実際問題の手

来週適当な日に必ず出席を求めるよう
にあらためて善処いたしますから、御
了承いただきます。

単に委員長に申し上げます。公安委員の問題はこの前の委員会でちよほど中島さんが代理をされておったときに申しましたけれども、今まで国会でやつてきましたて、委員長の権限というものはきわめて薄いのだということをしばしば説明されておる。だからどうしてあの問題については公安委員の諸君が出てきてもらわぬと話がつかぬ。幾

ら委員長を責めましも、権限のないところを責めてみても話し合いにはならぬのです。だから委員長、その気持で

ぜひ公安委員会の諸君とわれわれとの間に話し合いかができるようにお取り計らいを願いたいと思います。
○濱田委員長 なお今お話がありまして、その点もよく御参考いただいて、善処してみたいたいと思っています。それでは安井自治大臣。

○安井国務大臣 阪上委員からいろいろい
る政府の方の手続の十分でない点を御

○濱田委員長 以上をもちまして両案の提案理由の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることといたします

出席されるよう委員長にお取
り計らいを願いたい、かように存じて

第一類第二号 地方行政委員會議録第十三号 昭和三十六年三月十六日

○阪上委員 地方税法のおくれておる原因が、一部のところで何かどうかなつておる。こういうことでございます。そこはもう少しつきりと御説明できればしてもらいたいと思います。それからいま一つ、この基幹都市の問題ですが、どうも今大臣のお言葉を承つておりますと、この国会中に出すような腹がまえ、決意というものがうかがえないような気がするのであります。基幹都市の問題は、地域開発、低開発とからんだ問題であります。私はきわめて重要な問題だと思っております。従いまして、企画庁から法案が山ましたときに、議連でこれを商工委員会等に付託するやの向きもあつたので、われわれはその点を考えて、わが党から議連に申し入れをいたしまして、なるべくこの法案は本会議で趣旨弁明をわれわれ要求するんだ。理由としては、建設省の方でも広域都市法案を準備しておるし、自治省の方でも基幹都市開発促進法を準備しておる。こういった法案が出そろった段階においてこれは審議されるべきものだ。しかも審議の方法については、本会議等で重要法案として趣旨弁明を求めるとともに、連合審査を当然要求されるべき性質のものである。私はかように考えて、とにかく議連の中で少しあつたためてくれ、そこで議連の方でも、そのことは自民党の方でも了承されて、まさにしかるべきものだということをチェックしている。そこで問題になつたのは、一つその法案が出るか出ないかの問い合わせをしてみようということになつて、そして自民党の政調の方に問い合わせをしたところが、そんな法案はもう国国会に出ないんだ、と言ふ

う。ところが政府の方では、私も再三確かめておるのですが、出す。ことに自治省では出すとはつきり言つておられる。そこで、そういうことであるなうで、現在我なお保留在らということで、大きな影響を来たすところの問題はかなりなものであります。そういった法案をきたい、かようにも思つております。されどしては相当な異論を持つておりますので、大きくこの問題を取り上げてみたい、かようにも思つております。しかもあの内容を見れば、地方財政に政府は出しておきながら、肝心かなめの同じような性格を持っておる、さらりなものであります。そういった法案を地域開発関係法案として一方においておこなうのがおくれているということは、「一休」政府は何をしているかということで、非常に不統一な印象を私は受けているわけです。私は自治省の肩ばかり持つておられませんけれども、あの基幹都市法案が出されることがないような状態で本年終わってしまうということになつたら、自治厅から自治省に昇格した意義といふものはすっかりなくなりになつてしまふじゃないか、私はそこまで心配するわけです。地域開発といふものにはああいつた単純な工業再分散、再配置というようなことで簡単に片づくものではない。それだけに私どもはその基幹都市法案が出てくることを大きなかつた期待を持って今日まで見守つておつたのであります。また今言つたうな、与党がやらなければならぬよな苦労をわれわれがして、今までチエックしているわけなんです。そおつたのであります。また今言つたうな法案についての大臣の答弁を承る

と、できるだけ早く出すように努力する、こう言つておられるけれども、必ず出すという決意のはどうかがわからない。こういうことでありますて、そこの点についてもう一度大臣の決意のほどを伺いたい。できれば、こういう段階に出すというような見通し、各省との折衝はこういう状態に入っているんだという見通し、これをぜひこの際伺つておきたい。

それからいま一つは、先ほどに戻りますけれども、税法の一部ごとこにしているところの真相をこの際お詫び願いたい。この二つを御答弁願いたい。

○安井国務大臣 再度の御指摘で、まことにごもつともなお詫び私ども恐縮して伺っております。実は地方税法のことにつきましては、あけすけに申し上げまして、たつた一点だけ、いわゆるホテルにおける外人の宿泊した場合の課税問題、この点がいまだに穩当な解決を見ないわけでありまして、この点なぜそういう問題があるかと申しますと、実は最初私どもは、これは外国人であろうと同様に課税すべきものであろうという考え方で、従来非課税になつておりましたものの課税をするという規定を新たに設けるつもりでおつたのであります。が、御承知のように、ホテルの契約といったようなものが相当前から長期にわたつて予備契約をやつてゐるというような実態がございまして、何ヵ月も、はなにだしいのは一年も前からホテル契約がある。そういう場合に、この問題の適用をどういうようによつておつたのであります。これに対しても、ちよつと議論の統一ができか

ねて、実はおくれておるわけないであります。この点はまことに申しわけないです。思つておりますが、今明日中には「一結論を出し、ぜひ御審議を早急にお願いしたい、こう思つてゐる次第であります。

それから基幹都市の問題につきましても、御承知のように、地域格差をなくしていこうという政府の方針を非常に中核をなす構想であることは御指摘の通りであります。それだけにいろいろな問題を含んでおりまして、企画庁で出しております工場分散といふたような形の法律案は、とりあえず現状において各小都市といいますか、小町村に工場を分散する場合のさしあたりの措置とというような意味で、とりあえず急いで方いいというので出されている法案でござりますが、今阪神大震災委員も御指摘のように、基幹都市の機能関係、運輸等あるいは農林省、通産省等あるいは文部省まで関連をした実態的な本的な問題を含んでおります。いろいろな公共事業の実施体である建設省の調節をとるのに実は相当な手間をかけております。そこで御指摘のように大臣がな問題であるだけに、党といたしまして、政府としても、その調節にいろいろ腐心をしているような状況でおりますが、私どもの方としてやっておられる状況でございまして、しばらくくつ折衝が進みつつあるというふうに思われる点は御猶予を願いたいと思っております。

○阪上委員 そこでお伺いしたいのは、しばらく御猶予を願いたいとおつしやるのですが、そういう折衝のむずかしいこともよくわかつております。猶予はいいとして、一体今国会に出すのか出さないのか、この点を一つ。

○安井国務大臣 私の方はぜひ出したいということで、今準備を進めておるわけでございます。

○濱田委員長 次に、地方財政に関する件につきまして調査を進めます。

昭和三十六年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。佐野憲治君。

○佐野委員 大臣がお見えになつておられますので、財政計画の若干の質疑に入る前に、二つばかりお聞きしておきたいと思います。

その一つは I.L.O 条約の批准についてであります。所管大臣として今までなおも提案を見ないというのは、一体どこに理由があるかということを一つ聞かしていただきたいと思ひます。申し上げますのも、三十四国会におきましても、私やはりこのような質問をしなければならなかつたことがほろ苦く思い起こされるわけであります。が、当時岸総理は、四月には批准を提案する、このように予算委員会においてそのように説明しておられたのです。しかしながら、四月の末期になつてようやく国会に提案されたが、安保の石原国務大臣もまた、本委員会においてそのように説明しておられたのです。しかししながら、四月の末期になつてでも説明しておられましたし、当時國会のためにそれが廢案になつたわけですけれども、同じ政黨内閣として、

ILO八十七号条約をどうして批准することができないのか、何かそこに大きな原因でもあるのですか。あるいは閣議においてどういうことが問題になつてゐるか、その点を一つお聞かせ願いたいと思ひます。

れわれも側面から努力をいたしておりま
すし、また今後も努力したいと思つ
ております。

態度の範囲内で問題を解決したいといふうに考えておるわけでございますが、いすれ提案になりました際、またいろいろと御意見を伺いたいと思います。

集会の自由が保障されておる。二十八条には労働者の団結権、団体行動権、これらが保障されておるから、民主主義国家として決して過去のようなことはあり得ないという意見を力説して、ようやく加入を認められたといきさつがあるわけです。こう考えて参り

は、いろいろと整備しなくちやならぬ問題がたくさんあるだらうと思います。しかし、そういう問題はやはり根本的に十分討議さるべき問題でありますので、とりあえず条約を批准する、こういう態度が最も国際慣行を尊重する上に、労使の対等の条件と尊重する上に、

○安井国務大臣　ILOの条約批准の問題につきましては、御承知の通り労働省及び外務省の所管に相なつております。そして、そこが中心の責任官庁でござりますので、私の方からあまりかれこれ申し上げることもどうかと存じますが、私ども閣僚の一般の考え方といたしましては、この八十七号条約は当然早急に批准をすべきものである。こういうふうに考え、その提出を前提として準備を進めておる次第でございます。たた岸内閣でも出したにかわらず、今日まだ出せないはどういうことだ、こういう御質問もあるかと存じますが、実はこの自治省関係と申しますか、地方公務員あるいは地方公労法の関係につきましては、格別岸内閣で出しました当时と変わった状況もないよう思つております。この関係だけでございますれば直ちにでも出せようかと思つておりますが、その他の関係につきまして、一年もたぢました今日、多少いろいろな状況上、当時の法案の不備を直す必要があるのではないか。御承知の通りに、とりあえず内政関係の法案をどうしても直さなければいかぬ個所があるわけであります。それに関連をいたしました部分で、まだちょっとと調節のつきかねておるような面があるよう伺つておるわけであります。しかし全体といたしましては、なるべく早急に出し得るよう、鋭意わ

かと思います。と申し上げますのも、労働問題懇談会の条約小委員会においては、地方公務員法は改正しなくていいじゃないか、こういう工合に述べておるわけでありますし、あるいはまた東京制限の問題にいたしましても、前の石原国務大臣は、しばしばそう大した問題はないじゃないか、今まで幣害はなかつたじゃないか、という慣行に従えばというようなことも個人的にもおりおり発言しておられたと思うのでありますから、そういう意味からも安井自治大臣はどうですか、いろいろと折衝されまして、とりあえず地方公務員においては現状のままでいいじゃないか、批准をしてくれ、こういう工合に閣議で主張される考えはありますか。

○安井国務大臣 地方公務員法あるいは地方公勞法につきまして、いろいろ御議論はあるうかと存じますが、八十七号条約を批准いたしますと、どうつきまして、その程度をどの程度にしても当然地方法務員法も地方公勞法を変えなければならぬ部分が、御承知のように出てくるわけであります。それにところ、從来政府がとつておりますが、私どもは今のところ、從来政府がとつおりました

いたいですみやかに解決されねばならないのに、国際労働機関を通じていろいろな働きかけが行なわれ、その示唆に基づいて、その勧告に基づいての国内の問題が進められておるということことは残念だと思うわけです。このことでも考えて参りますと、この憲章の十九条ですが、これにもはつきりと条約加入国はこの条約が採択された場合においては、すみやかに、一年、おそらくも年半後においては批准をしなければならぬ、こういう規定があるわけです。八十七号というのは一九四八年に採択になっておるわけです。当時日本は国際連盟脱退に伴つて国際条約機構からは抜けておったときの条約でもあるわけです。しかしながら、日本が昭和十六年に国際労働機構に復活するときにおける審議記録をひもといてみますと、非常に私たちに考えさせられる点が多いと思います。このとき、日本の加入申し込みに対しまして、世界の各國からいろいろな質疑が出ておるわけです。日本の過去におけるソーシャル・ダンピング、労働者に対する圧迫、非人間的な取り扱い、こういういろいろな点が指摘されておりますが、暗黙政治をやつてきた日本にはたして国際慣行を守れる能力があるかどうか、こういう点がきびしく追及されておったわけですね。これに対して日本政府代表は、

ますと、それからもう十年もたつておるのに——憲章においては一年半以内には批准をしなければならぬ、こういうことになつておる。国際法規なり国際慣行に対しして今日まで放任されておる。こういう点がやはり国際的にも不信感をもつておると思ひます。日本の労働者も政府に對してぬぐい切れない不信感を常に持つておるものもそういう点にあるのではないか、こういう点をおそれるわけです。そういう意味からも、私は率直に申し上げて、やはりI.L.O.条約の八十七号は直ちに批准るべきではないかと思う。いろんな問題があるであります。その条約の趣旨あるいは二条、三条と、日本の国内法規を照らして参りますときに、やはり大きな問題点があると思います。昭和二十五年に起こりました朝鮮動乱を契機として日本の民主主義が逆進逆転を重ねておる。そういう中から生まれて参りますした幾多の法律は、やはりI.L.O.条約八十七号をすっかり忘れてしまつて、公務員は特殊な地位にあるんだ、だから八十七号は適用しないんだという、国会答弁の記録を読んでみましてもそういうことをすら述べておる政府役人もものを点検いたして参ります場合におるわけです。ですから、そういうような状態でありますので、今八十七号、国際機構からの勧告、いろいろなものを点検いたして参ります場合に

うことになるのじやないか、かよううに考えますので、閣議におかれましては、やはり地方公務員の信頼を受けた所管大臣として、ぜひとも批准することを——一九五七年だったでありますから、強制労働に関する条約が採択になつております。これも日本においては批准をやつていなければならぬと、やはりすみやかな批准が迫られておる。この百五号条約をも勘案した場合においては、相当やはり整備しなくちやならない問題があるだらうと思いますが、とりあえず条約を批准する、こういう態度で一つ早めにいただきたい、かように一つ希望いたしておきます。

進すべし、こういう御議論に対しましては、できるだけ御趣旨に沿いましてやりたいと思つております。

○佐野委員 この問題はこの程度にいたしておきます。しかし、決して高い水準ではないということだけは記憶しております。おいていただきたいと思います。最低賃金に対する批准も、やはり国内の今日における最低賃金法の現状から見ても、あるいはまた社会保障がいろいろ拡充されたと政府は言つておられますが、しかしながら、社会保障に関する条約も、日本の現在の社会保障制度の現状においてはでき得ない、こういう情けない現況にあるということをやはり記憶にとどめておいていただきたいと思います。

第一の点にござまして、選挙制度の改正に関する点であります。何か新聞によりますと、選挙制度審議会ですか、これを設置する法案が閣議において決定されたようですが、それは国会に提案になっておりますか。

○安井国務大臣 提案しております。

○佐野委員 いすれ選挙制度の特別委員会においていろいろ論議されるだろうと思ひますけれども、一応所管大臣に対しても聞いておきたいと思いますのは、今までありました選挙制度調査会、これと審議会との関係は一体どうなるのですか。

○安井国務大臣 選挙制度調査会、從来のものは、実は昨年の十二月でございましたが任期満了になつて、全員今欠員になつておるわけであります。従いまして、今後新しい選挙制度審議会申しますが、これに解消、吸収とができますれば、これに解消、吸収としまして、今後新しい選挙制度審議会は、一度廃止ということにするつもりでござります。

度調査会、その中において、政府が決意をすれば今でも国会に提案され得る問題はたくさんあるのじやないかと思うのです。今日における選舉は非常に金がかかる選舉であり、戦後最大の腐敗した選舉だった、あるいは検舉者數も非常に多い、悪質になってきておるわけです。しかしながら、警察庁からいろいろな報告をとつて参りましても、現在の法規が不備だから徹底的なメスを入れることはできなかつたのだということを述べておられるわけです。そういう抜け穴の多い選舉法であつても戦後最大の検挙数を出している。しかしながら、もっと根本的な取り締まりをやることができなかつたというところに選挙法規の問題があると思います。これらに關しましても、選舉制度調査会では幾多の改正案を出しておると思います。それらを政府は受け入れておるのです。

ざいます。なぜそういうことをやつたのかと申しますと、今までの調査会では、御承知の総理府設置法の一部で一行だけうたって、こういうものを置くことができるという非常に安易な考え方といいますか、簡単にてきておりましすし、この選舉の問題というのは非常に大きな根本的な問題でありますから、法制的にも完備をいたしました議論会におきまして、もう少し十分議論を尽くしていただきたい、こういう趣旨で新しく審議会を作ろうとしたしておるわけであります。

○佐野委員 私の手元にたくさん選舉制度調査会自体の答申案があるわけですから、非常にまじめにあらゆる角度から答申をやっておると思うので

れに対する措置というものは直ちにき得るのじゃないかと思うのです。あるいは人口と定員数のアンバランス、この問題もそうむずかしい問題じゃなくて、やろうと思えばいつでもできき得る当面の問題だと思います。選挙制度調査会が当面の問題に努力をし、研究をし、いろいろな答申を出しているにもかかわらず、それを忘れたかのごとく、今度は選挙制度審議会である。審議会は何をやるのかというと、新聞紙を通じてしか知らないのですけれども、選舉腐敗の問題、選挙区制の問題等いろいろ根本的な問題をもじっくり取り上げるのだということですが、そういうことになってしまいますと、事實上において、来たるべき参議院選挙にはこれはもう間に合わないということになってしまうと思うのです。そういう点に対して大臣としてどうお考になりますか。

それを実行に移す、こういう決意をさせなければそれで進んでいくのじゃないか。しかも今国会中に於いて、国民が選舉の公正を考えておる。民主政治の危機だとも言つておる。こういう意味で公明な選舉を行なおうとするための法規の整備をやる、こういうことはもうむずかしい問題ではなくて、会社ですぐできることではないか。ですから、選舉制度調査会を通じて当面やらなければならぬことです。もう来年春には参議院の選舉が行なわれるわけですから、今回の選舉において最も悪質化したのは事前運動あるいは後援会、こういうものを選舉前において取り締まることができなかつた。こういう警察側の意見もあるわけだし、

それが、あの選舉制度調査会の答申案につきましては、政府も案を考え、国会の各会派にもお諮りをしておりましても、なかなかこれは一致した案というものにならないわけあります。せんだっての選舉前にもいろいろ議論され、せめてこういう点だけでもといふことでいろいろ成案ができたにかからず、各派一致することができませんで、とうとう上程することができなかつたというような状態にございります。

また、制度調査会自身が答申しております。内容も非常にごもともで、常識上このまますぐ採用できるといふにも一応考えられますが、実際これを具体的な成案にしようと思いますと、なかなか問題の多い点がまだ非常によしとする場合には、こういう場合はどうだろう、ああいう場合ははどう

たように、選挙制度審議会の法案は、もう相当前に国会へ提出をいたしておられます。いろいろ国会の御都合でまだ委員会付託にまでならないようでござりますが、これも早晚なるかと心得ておられます。

そこで、選挙制度調査会自体がすでに答申案を出しているのに、それを採用すればいいじやないかというお話を、一応ごもっともなお話でもございますが、御承知の通りに、この答申案につきまして、私は選挙法の改正は——ただけじやございません、池田總理によつておられますように、できる限り各方面の御協力と一致した見解のよとに法奏を出したい、こういう気持が、今非常に強くなるわけでございます。

はよくわかるのでありますから、これで具体的にやるかということになりますが、たとえば例は悪いかもしませんが、堯名的な、泡沫候補と世間で言われておるものまで含んで、國が國民の選舉費用を負担しなければならぬかどうか、そういう点にもう少し合理性を持たせる方法が必要じやないかどうか。こういったところが、それぞれの答申案自体に問題が非常に残つておるという実情がござります。それともう一つは、答申書を中心にして案をまとめる際に、なかなか各派の御意見が統一できないつまりにも離れないで、できるだけ統に近いもので、なるべく早く法案を出して、そのためには、至急にこの議会を少し権威あるものにいたしまして、そういうふうな趣旨で今審議会の法案を提出中で

だらうという問題が非常に多いわけですがございまして、事前運動の限度につきましても、あるいは後援会活動といったようなものの限度につきましてはあの答申自体では明確な案は示されおらぬわけであります。ただ事前運動を取り締まるように措置しるこという趣旨だけでございます。またアーバランスの問題にしましても、御趣旨の通り、これも早急に直すべきものではございますが、これをやりますとうしてもまた区割りの制度とも直接関連を持つて参るわけでありまして、非常に定数がふえるというようなことから、区割りにまで及ぶというようつましましても、拡大しうるという御趣

116

○佐野委員 いずれ特別委員会においていろいろとまた討議されると思いますが、私がただ希望しておきたいのは、やはり世論が、選舉制度審議会を非常

こういう考え方を持つと思うのです。選挙が終わって幾多の具体的な事例が明らかにされておる。調査会は今まであらゆる角度からやってきておる。あるいはまた政党においてもそれぞれの調査会がある。社会党も具体的な案を提出いたしておるわけです。この選挙制度の腐敗の根源を断つためにどうあらねばならないかという方向も大体明らかになつておると思う。だから選挙制度調査会で、直ちに改正案を首相の責任において、決断において提案されるそういう条件が具体的にはすでに熟しておると思うのです。そういう決断をせずして、調査会でなくて審議会といふ權威ある機関を作るのだ、その機関においてもやはり同じことが繰り返されるだけじゃないか。要是總理大臣の決意にあると思うのです。そういう点がどうもしつくりしない。これでは參議院選挙に間に合わない。そのうちに問題がやはり隠れみのとなつてしまふのじゃないか、政府の責任回避だ、こういうことを指摘されてしまうんじゃないか、こういう点をおそれるわけであります。ですから私は根本的な問題は根本的な問題として、小選挙区制の問題であるいは比例制の問題、あるいは現在における中選挙区制の成果と欠陥、いろいろな問題点があると思いますが、これ

らの問題点をじっくり腰を落ちつかせて検討さるべきであるし、当面この選挙の腐敗堕落、これらを救済する、あるいは人口と議員のアンバランスを是正する、こういうことは今すぐもできる得る問題じゃないか、こういう点を考えますので、一応所管大臣の意見もお聞きしたかったわけですが、いずれ特別委員会においていろいろ討議させていただきたいと思います。

財政計画の質問に入るわけですが、同僚議員からあらゆる角度から質疑が行なわれまして、地方財政計画の方向、問題点をそれぞれ明らかにされてきていると思いますので、私は若干の点について、できるだけ簡単にただしたいと思います。

第一に、現在における中央集権化の方向と地方自治、この点についてお聞きいたしたいのですが、特に私は自治府が自治省になるとき、どうもそういう傾向がますます加わって参るのではないか、こういう危険性をすでに指摘しておつたわけです。当時の担当大臣は、そういうことはないのだ、省になることによって権威を持ち、また地方自治を守る役割を果たすことができるのだと力説されておつたわけです。私はどうもそれに納得することができないので、反対の質疑を行なったといいますけれどもあるわけです。それで私も一応の期待を持ちながら財政計画を見せていただいたのですが、どうもやはり私はそういう危惧がぬぐい切れないと感じがいたしますので、質問いたしたいと思います。

まず補助金についてでありますと、一休補助金の種類は項目別で幾らくらいになっていますか。できたら委託

金を含めて幾らくらいの件数かお答え
せ願いたいと思います。

○奥野政府委員　補助金の種類をどう
いうふうに区分して数えるかというこ
とによって三百とか四百とかいう方
もできますし、もつと少ない言い方
もできるわけでございます。一応補助
金に関する調べを、補助金の種類ごと
にずらつと並べたものがござります
が、それによりますと、三、四百ござ
いますが、一応数えてからお答え申し
上げたいと思います。

○佐野委員　大休私の調査によります
と、去年のときに調べたのですが、去
年は八百八十一ですが、その前年度と
比較して四十八ふえており、金額にし
て六百億円ふえて参っている。こうい
うことになつておつたのですが、こと
は国庫支出金が四千九百七十五億
円、前年度と比較して二六%もふえて
おりますし、金額にしても九百四十九
億円ふえているわけですから、相当の
件数になるのではないかと思ひます。
去年の場合には委託費を含めますと、
一千四百三十二、こういう工合に記録
されると思ひますが、こういう膨大な
補助金の種類、この点について私は
補助金は、国と地方が協力して行政効
果をおさめ、一定の水準を保つために
は必要な制度でもあると思ひますが、
このように補助金そのものが持つてい
る弊害がいろいろな意味において指摘
されているにもかかわらず、逆に補助
金があふえていく。こういう傾向に対し
まして、一体大臣はどのようにお考え
になりますか。

○安井國務大臣　財政局長の方から一
応事務的に御答弁いたします。

○奥野政府委員　先ほど佐野さんの

は、そういうような数字になるわけですが補助金の趣旨の方で補助金だけを総まとめにした印刷物でお数えいただいたのではないいかと思いますが、その部分に関する限りございますが、区分の仕方によつて多くも少なくなるわけでござりますので、なかなか何件ということはむずかしいことかと思います。地方財政計画の方には新設されたものと廢止されたものと両方並べてありますので、これで変化をごらんいただけばよろしいかと思います。補助金には功罪両面あるわけでありまして、私たちの考え方としましては、新しく補助金ができるくことが悪いとは思はないのでござります。補助金は補助金としてその使命が終わつたもの、言いかえれば、あえてひもつきの金を地方団体に渡しませんでも、地方団体が一般財源さえあれば進んでそういうことについて地方々々の創意工夫を尽くしながら実施していくという態勢になつたものはやめていくべきだと思うのであります。その方の効果がなかなか上がつていないというのが私は補助金行政の現在における実態ではなかろうか、こう思うわけでございます。ある程度中央政府が地方団体に指導的な役割を演じていく、その場合に補助金行政が有力な手段であるということは争えない事実だと思ふのであります。しかしながら、地方団体が自分のものとして十分こなしていけるというような事態に立ち至つても、なおそれが残されまして、ある程度官僚支配の道具になつていくといふ姿、これはやはり相当あろうかと思うのでございます。そういう点につきましての整理ということについては、私

○佐野委員　あなたの方の資料によりましても、人口二百万くらいのある県において一件五十万円以下の補助金が三十七件、委託費が三十二件、五十万円以下のこういうものは一休どういう行政効果を上げているかということを考えると、私は、補助金問題をもう少しやはり根本的に考えなければならぬ問題があるのじやないか。たとえばこれらのことに対する申請をする、あるいはいろいろな書類を提出をする、これに対して説明に上京する、あるいは設計変更を命じられる、わずか二十万円をもらうのに十万円のそれらの経費が要つたということも、ある地方団体から告白されているわけであります。こういう点、あるいはまた中央からその結果としていろいろ監査に来る。大蔵省からやってくる。行政管理庁がやってくる。それぞの所管庁がやってくる。まあこういうのだけでもあるところでは一年間に一千人の人がやって参ったという記録も出ておるわけであります。こうしたことになつてしましますと、全く地方機関といふものは八百をこえる件数、そういう中にがんじがらめにされてしまつておるのじやないか。そういうもとに置いては地方自治といふものは一体どうなるのだろうか。まるで国の政策の下請機関としての意識しか持たなくなつてきておるのじやないかということをおそれるわけです。

...and the world will be at peace.

事で何%、あるいは部長クラスではどのくらいか、そういう何かありましたらお知らせ願いたいと思います。

○奥野政府委員 人事関係で中央から府県に出ていますのは、府県によってかなり数が違うようございます。

○奥野政府委員 人材関係で中央からちょっと現在覚えておりませんし、承認しておられないので、官房の方と連絡をいたしまして、適当なときにお答えをさせていただきたいと思います。

○佐野委員 私の調査によると、大体課長クラスにおいては一三%，部長クラスにおいては二七%，これだけの者——が者というは語弊がありますけれども、やはりそれぞれ中央官庁から出向して行つておるという関係によると思います。ですからこのほかにまだあつちこつちの中央官庁の出身者であつて、あつちこつちの県庁に転勤して歩かれる、こういう数も膨大になるのじゃないか。ある人の調査によるところ、六、七割にも達するのじゃないか、今の数字の……。こういうことを指摘をしておられる方もあるわけですけれども、補助金において先ほど申し上げましたような形をもつていろいろ地方自治団体に対する干渉が日ごとに深まって参つておる。片方において人事を通じて中央の意図、中央の考えていることが地方自治団体に押しつけられて参る。こういうような弊害いい面もあるのですけれども、弊害が非常に顕在化しておるのではないか、こういう点を考えるのです。

それから次に国費補助職員ですね、これは一体幾らくらいになりますか。
○奥野政府委員 補助職員は六万人前後でございます。そのほかに健保保險

事業等につきまして国費の職員が知事の管理のもとに配置されておるわけでございます。その数、今承知しておりますが、調べましてお答えいたしました

ことと思います。

○佐野委員 国費補助職員ですね、これも自治法の附則の第八条によつて当分の間置くということになつておるのですが、これを地方に移管する、こういう交渉は一体どうなつておるのですか。

○奥野政府委員 各省の立場からいりますと、ものによりましてはむしろ国

の出発の機関として配置したいという

ような考え方の向きもございますし、また御指摘になつています地方自治

は一般的には望ましいという気持で、各省との間の話し合いにも応じている

いう次第でございます。

○佐野委員 やはり国費補助職員の身

遂行していくといいたいというような考え方

からいいますと、自治体職員としてむ

しろ採用していくといいたいという考え方があるわけでございます。そういうよう

な両方の立場を折衷したのが今の国費の職員であつて、しかも地方団体の長

の管理のもとに置いているというよ

う姿になつてゐるのが大部分であつ

る。しかも自治体の中において一緒に仕事をしながら、自治体の管理といふものは、こういうものはやはり早く内

部において解決さるべきだし、やはり地方に移管して地方行政の一環としてなされてもいいのじゃないか、かようとも考えるわけです。

続いてお聞きしたいのは、三十四年度の決算が明らかになつたそうで、閣議において報告もされておると聞いておりますが、いずれも報告書は提出されると、かように考へておるわけでございまます。どちらの立場を強く取り上げていかかということによりまして、今申し上げましたどちらかに割り切つてしまふ。こういうことにならうかと思う

と、六、七割にも達するのじゃないか、今の数字の……。こういうことを指摘をしておられる方もあるわけですけれども、補助金において先ほど申し上げましたような形をもつていろいろ地方自治団体に対する干渉が日ごとに深まって参つておる。片方において人事を通じて中央の意図、中央の考えていることが地方自治団体に押しつけられることがあります。どちらの立場を強く取り上げていかかということによりまして、今申し上げましたどちらかに割り切つてしまふ。こういうことにならうかと思う

○奥野政府委員 三十四年度で食い違つておりますのが、維持補修の経費におきましては逆に計画の方が百三億円多かつたわけでござります。それから普通建設の補助分では四百六十七億円決算の方が多かつたわけでござりますが、三十四年度の決算を通じまして、計画と決算の食い違いですね、もちろん御指摘になるまでも三十四年度は災害がありましたが、三十四年度は災害がありまし

たわけでございます。食い違いはその部分だけでは合わせまして六百八十三億円、こういうことになつておるのでござります。

○佐野委員 そこで三十六年度の今度予算に伴うところの自然増収なり、あるいは自然的に事務的にふえて参る経費も増高いたしておると思います。あるいはまた決算と計画との特異な性格の違いからきて、あるいは計画に載つたか。かようと思つておるわけでござります。これが規模是正分として決算の中からくみとつた。これはわかるのですけれども、補助金を伴わない行政費でございまして、たとえば生活保護費でございまして、たとえば児童福祉費でありますとか、あるいは運送費でありますとか、補正予算が計上されまして、それ

のうちに今申された四百四十八億円ですか、これが規模是正分として決算の中からくみとつた。これはわかるのですけれども、補助金を伴わない行政費でございまして、たとえば生活保護費でありますとか、補正予算が計上されまして、それ

も大きな違いでは、地方団体が年度内に償還される金と申しますか、いわゆる中小企業対策とか、年末融資とかいふような形で歳計現金を金融機関に預託をいたします。それを引き当てにして中小企業金融をいたすというようなものがございます。そういうもののがござります。そのいつもの操作として現金だけの操作として行なわれるものでございますので、これをあえて計画に計上するかどうかということは、計画の立て方の問題にも関連いたします。

○佐野委員 次に、官行造林を、森林開発公団法の一部改正ですかで森林開発公団に移管する法案がすでに提案されていますが、これが地方団体に及ぼす影響は非常に大きいと思いますが、自治省と農林省とはこの間にどういう折衝を行なつて参られたかお伺いしたい。

○奥野政府委員 今の問題につきましては、分取割合等負担関係につきましては従来と同じようにしていくという話合いになっておるわけでござります。

○佐野委員 ただ、分取割合といふだけではなくて、いわゆる官行造林が大正九年ですかに設けられましてから、やはりそのころの趣旨も、森林の造成と地方自治団体の基本財産の造成とこの二つに限定して四十年間行なわれ

て参つたと思いますが、三十一年だから改定になりまして、いわゆる水原地帯の涵養という意味合いも含められるのがござります。そういうものでござりますので、これをあえて計画に計上するかどうかは、そういう意味の違いといふものは相当出てくるわけでござります。従いまして、そういう特殊なもの除きますならば、三十六年度は少なくとも実態に合うよう修正はさるべきものではなかろうかというふうに考えておりま

す。

○佐野委員 次に、官行造林を、森林開発公団法の一部改正ですかで森林開

発公団に移管する法案がすでに提案さ

れておるわけですが、これが地方団体に及ぼす影響は非常に大きいと思いま

すが、自治省と農林省とはこの間にど

ういう折衝を行なつて参られたかお伺

いしたい。

○奥野政府委員 今、官行造林を、森林開

発公団に移管する法案がすでに提案さ

れておるわけですが、これが地方団体に及ぼす影響は非常に大きいと思いま

すが、自治省と農林省とはこの間にど

ういう折衝を行なつて参られたかお伺

いしたい。

○佐野委員 ただ、分取割合といふだけではなくて、いわゆる官行造林が大正九年ですかに設けられましてから、

やはりそのころの趣旨も、森林の造成と地方自治団体の基本財産の造成とこの二つに限定して四十年間行なわれ

は、これだけの人件費が要るわけですか。こう考へて参りますと、國の政策が、やはり今日見られるように地域的に仕事というものは、ほとんどでき得なくなつてしまつておるという点を考へて参りますときに、國の政策が、やはり今日見られるように地域的格差を拡大しておる。階層別の所得格差を拡大してきておる。産業別、職業別の所得格差を拡大してきておる。そういう政策が、どうして經濟高度成長がなされて参つておる。そういう政策が國がとつておるといったしますならば、その政策のもとに地方財政計画が立てられておるといつたしますならば、その關係上、このようないうな原因が出てくる。ですから大臣は、これによつて投資的経費があふえたり、あるいはいろいろなもののがなされたりを実際の地方自治体の一つの町、一つの村をとつて考へ参りますと、はつきりする点が出てきているのじやないかと思う。ですから町村へ行きますと、國の道路整備五ヵ年計画の中に入る道路はいいわけです。どうしてもやはり都市と都市をつなぐ、あるいはまた大資本の物資の交流あるいは工場、計画ができる、住民の福祉、住民の水准を引き上げるための町村道といふものは、一体どうすればいいか、全くソーンな道路である、チョウソン道だといつておる。県道にいたしましても、このワク内に入るのは舗装もわざかながら進んでおるでしよう。そのワクからはずれてしまつた県道は、全くキケン道だと言われているというのが地方の偽らない状態じゃないかと思うのである。だから重量制限をしておる橋、車も通れない全く危険きわまるソーンな道

員からもいろいろ質問がありましたたよ
うに、地方財政計画の提出がおくれ
ます。私が初めて当選して参ったときには、二月早々出されて、予算案とそ
うと、おくれてしまつた。ことしになると、またおくれてしまつて、予算が通
過しないときに地方財政計画が通
ります。ところが去年になつて参ります
と、おくれてしまつた。ことしになる
と、まだおくれてしまつて、予算が通
過しようとするときに地方財政計画が
出て参るわけです。そこで私は、地方
財政計画が早く出るとか出ないとかい
うことで論議しても無意味じゃない
か、こういうことを最近感ずるので、
まずこの地方財政計画というものは、
国庫予算に先だって作られねばならな
いのじやないか、こういうことを考え
るわけです。地方における行政本革、
からが努力して地方自治を拡充してい
きな町、村、その住民が必死にな
って町村をたよりにして、住民みず
からが努力して地方自治を拡充してい
こうとしておる。これが日本の民主主
義の学校だといわれておる。そういう
中から一体何を求めておるか、何が不
足しておるか、こういう点をやはり探
求していくことが一番大切じゃない
か。そこで十年、二十年後にあるべき
行政水準をはつきり示して、それに向
かってどう到達していくか、この点が
やはり基礎とならなければならぬので
はないか。そういう中から国庫予算が
それと関連いたしまして国の施策が
きまつて参る、と同時にその中から財
政投融资計画が作られてくる。資本家
たちの勝手気ままな設備競争、民間投
資の育成、こういう形になつてこなけ
れば、地方財政計画というものはほと
んどその存在の意味を失うのではない
か、こういうことを感ずるわけです。
そこで重複するようありますが、

安の販

大臣に重ねてお尋ねいたい点は、までのようないわゆる財政金融投資率をきめてかかって、その中からみ出るものといわゆる財政金融投資のワク内において解決していく。國庫予算が作られたあとで、しかもなおそれを補完するものとされるべきものとして國庫予算が作られてくる。こういう逆な順序で、またどつてきておるところに、財政が国会に提案されようとも、あるがままにたわれわがいかに問題点を明かにして質疑をかわしてもほとんど成績が上がつてこない原因があつた。私が國会に提出された問題につきまして、御指摘がございました。私どもは、この問題についてお考えになりますか。

安井国務大臣 いろいろ地方財政全般の問題につきまして、御指摘がございました。私どもは、この問題についてお考えになりますか。

いかぬといふような問題も多々あります。おつたと思うのでござります。全くしまして、今御指摘のよくな、たゞ事務として、もつと地方の自治團体が補助金の支給の仕方で弊害があるのではないか、あるいは単純に不合理な点があるじゃないか、あるいは国の問題がございません。私は、もつと地元の自治團体として、もつと地元の自治團体が運営した方がいいじゃないか、そ

う点は改善をして参りたいと思つた。よつたような問題につきましては、國の御意見もごもつともだと存する点をいたしまして、今全体として自治体案的に考えていくのであります。小さい単位に区切られておる。そし

ますと、どうも日本全体を通じました日本国民の福祉、自治体の住民も日本国民の中できていますので、全体のバランスのとれた福祉というものをやりますためには、やはり國が相当全体的な施設をやる必要もどうしてもあるといふうに考えるのであります。たゞえ市と市を結ぶ、村と町を結ぶ国道にいたしましても、それによる利益は住民が私どもなるまいかと思います。たゞえば市と市を結ぶ、村と町を結ぶ国道に政策だからこれは地方住民の福祉にならぬのだというふうな考え方には、いたしましても、やはり國がこれをやりまして、これがこれで受けられるものであろう。こういうふうに三十六年度の財政計画の中で、地方の自治体がほんとうに自由にできる金はきわめて少ないじゃないかといふ御指摘もござりますが、これも考え方でございまして、ことしの一兆九千百二十六億という金の中には、今お話しの七千二百三十七億という人件費がござります。これは教員とかあるいは警官とか、地方自治体自体の直接の福祉になる費用が多いので、國に比べまして人件費の比率がますます相当高い率を占めます。これは教員とかあるいは警官とりの中でも、今拾い出しましても、國の直接の施策といふものではなくて、地方自治体自体がこれを自分のあんばいでいろいろ計画できるという金が、概算いたしまして四千五、六百億のものがあるというふうに今度の予算是ありますと、一兆九千億の中から七千二百億を引きますと、一兆二千億の中に四千五、六百億のものは自治体自体がいろいろと計画を立てて使えるというふうな余裕がことしの予算ではできておりません。

るというふうにも考えております。しかし、むろんこれで十分というわけじゃございません。最初申し上げましたように、自治体自体の財政的な規模が従来非常に低かったのであります。これが漸次向上して参っております。十分じやございませんが、今の国の経済の伸びに従いましてそういう方面も相当程度改善されておるし、また将来も改善の方向に向かっていくというふうなことであろうかと思っております。

○佐野委員 今この問題では多く論議しても何ですけれども、私がやはり考えますのは、財政計画も府県と町村に区分別をして出すという形になってくると、もつと具体的になってくると思します。それで大臣は当局者として、今まで収支の均衡が保たれていないくて、赤字だったということと、地方財政というものは収支の均衡というところに多くの能力が費やされて、ことしは非常によかった、去年はよかったですといふことを言っておられる。しかしながら、住民にとりましては、住民の行政水準が妥当な水準が維持されておるか、福祉が維持されておるか、住民の本来の要求が満たされておるかということになつて参りますと、決してそうじやなくて、非常に低い水準の中に置かれておると思うのです。しかも先ほど申しました道路五六年計画なり、港湾整備計画なり、いろいろな計画を見て参りますと、それ自身は何ら地方自治体の要求に基づいて組み立てられるというのではなくて、やはり国の高度成長政策あるいはまた所得倍増計画という中から作り出されてきておる。こういうところに問題があるのでないか。で

すから、この問題を具体的にばらして
いつてみたら、一体どうなるか。もち
ろん大きな恩恵を受けておるものが出
てくるでしょう、顧みられないという
ところが出て参るだろうということが
特徴となってくる。だから単なる財政
調整なり、後進地域の開発とか、こう
いう問題では解決されぬ段階がきて、
政府の根本的な政策の転換を行なわな
かつたら問題は解決できないのではないか
いか。こういうことを、地方財政計画
を現実の中から照らすときに痛切に感
ずるわけです。

たとえば去年の暮れだったと思いま
すが、國が七・二兆の経済成長政策を
立てる、経済企画庁の案を見ておりま
すと、これにはやはり経済基盤の強化
いわゆる國土開発、さくくばらんにい
えば未開発地帯における投資、二つ分
けて、比重は後者は少ないのですけれ
ども一応あつた。ところが池田さんの
九%に引き上げるためにはどうしても
國土開発をやめなければならない。前
期五カ年の中に入れることができない
というために前期五カ年、後期五カ年
をひつくるめて十カ年計画にして、國
土開発計画は一番しつぽの方に持つて
いったといいうべきつを目の前に見て
参りまして、そういう九%による経済成
長政策が一体どのような影響を地域に
与えるか、階層の所得拡大に影響する
かという問題が出てくると思います。で
すからそういう点、やはり大臣として
も、自治省になつて、政府の機関の一
つとしての責任制といふところに重点
を置かれるのではなくて、地方自治体
の事務局を預かり、地方自治体のいろ
いろな問題を解決するために自治省
に昇格したんだという考え方を持つて

やつていただきたい。それと同時に、地方財政計画の作り方をやはり根本的に考える必要があるのではないか。単なる計画規模の是正というのではなくて根本的には、やはり補助単価が低いながらその単価を引き上げる、補助率を改善しなければ困るのでないか。あるいはこういうものを中央がやるよりも地方自治体がやる方がいい。だから補助金をやめて一般財源にしなさいという強い交渉。そうして行政水準がどれだけ保たれるかということを明らかにしつつ、國の考え方、國庫予算の編成を一緒にやっていく。こういう態度が必要になってくるのではないか、そのためにはこの國庫予算編成以前に地方財政計画の輪郭が明らかにされてくる必要があるのでないか。そうでなかつたら、これはもうほとんど無意味じゃないかとすら考えられるので、その点を申し添えたわけです。

は国、地方合わせて二〇・七%、地方の負担はやはり六・一%でござります。変わつております。なお、これには地方税の関係は例の超過課税を含んだ数字になつております。

○佐野委員 私は、日本の租税負担率が、アメリカ、イギリス、西ドイツ、これらの中々と比較して高いとは数字的には考えられないわけなんですけれども、ただ税務局長がいろいろ座談会なりあるいは各雑誌に発表しておられた論文等を見ましても、私はどうも納得できないことがあります。負担分任の精神と応益原則、サービス行政に伴う見返り税金、こういうことを強調しておられるわけですけれども、この点について一應私はお伺いいたしたいと思います。現在の国民の平均所得と給与所得者に対する課税最低限、これらの各国の比較を持つておられますか。

○後藤田政府委員 一般的に給与所得者に対して、現行の税法であれば日本はどう、諸外国はどう、これはもちろんございますけれども、税負担となりますと、そのほかに間接税その他いろいろ複雑な関係がからんで参りますので、そういうた詳しい資料は今持つております。

○佐野委員 私の手元にあるのを御参考までに申し上げますと、これは昭和三十一年ですけれども、平均所得は、日本が四十六万一千円、アメリカが三十七万六千円、イギリスが七十三万、西ドイツが六十万、こういう数字になつております。それと関連いたしまして、負担人員を見て参つても、たとえば昭和土

年には三十万から二百万の人たちが課税負担員の九〇%を占めておったわけです。ところが三十三年度では五十万円以下が八三%，こういう工合に日本の現状がなつておるわけです。それから所得金額という面から調べてみると、昭和十年には五十万から五百万人の人たちが六六%，昭和三十三年に二十万から百万以下の人が八〇%、こういう数字が出てきておるわけですが、日本の租税特に所得税の場合を見て参りますと、非常に低い状態にあると思います。しかるにかわらず、今お話しになりましたような日本の租税体系を見て参りますと、国がほとんど七〇%まで優先的にとつてしまつておる。そうして国の租税体系は年々近代化され合理化されていつておるわけですが、国が七〇%という最もよき財源をみんな持つていつてしまつておる。だから近代的な所得税の改正とかいろいろな形において体系立った整備が一応とられてきておると思います。ところが地方税の場合を見て参りますと、その取つてしまつたあととの残りの三〇%、この中でしかも零細な所得者から集めなければならぬ。こういうような國、地方を通ずる租税体系の混乱、ここに一番大きな原因があるのではないかと私は考へるわけです。だからこそ封建制度のときに一応の理論的な根拠とされたところの人の頭税的な恩益原則だと、あるいは今残されたおるような大衆課税、こういうものしか取つてできないのだ、非常に過酷なしかも矛盾した税金だけしか残っていないのだということを明らかにされずして、逆に負担分任の精神のあるいは恩益原則が地方税において

○後藤田政府委員 御説のように国税の方は、所得税についてみまして、戦前とはだいぶ違った形になつておきましたけれども、最近逐次改善されて、現行の所得税法では最低限標準世帯で三十二万七千円ばかりになつておると思いますが、今回の改正では三十九万くらい負担の軽減がはかられるわけであります。そういった際に地方税はそれについていけない。そこでそれを負担分任でこまかしておるではないか、こういう御趣旨だと思いますが、私は、根本的にはやはり税源の配分の適正化という問題があると思います。しかしながら、同時にまた地方税と國税をどう区分けをするかといった場合には、建前としては地方税の方はどういたしましてもできるだけ広い範囲の人たちから薄い負担で負担してもらう、そうして國税の方は高い累進度のかかった税率で高額所得者から予定の税金をもらっていく、こういうように分けるのが建前ではなかろうか。もちろん地方税といえども国民に負担を求めるわけでござりますから、私どもが國益の原則とかあるいは負担分任の原則であるとか申しましても、その根底にはやはり國能原則というものが働いておることは申すまでもないと思います。従つて國能原則の根柢の上に立ちながら、その上で國税と地方税をどう分けるかということになれば、地方税の方はやはり國益あるいは負担分任という原則を働かせて、その面で税を国と地方で分けていくことが、私は建前としてはいいではなかろうかと

思います。もちろんそう申しまして、私は現在の税制が、地方税を見ました場合に、きわめて零細な方々にまで税負担を求める過ぎておるという現状は十分認めております。従つてこういうう点につきましては、税源の配分をやはり現状よりはもう少し地方団体にとって有利になるよう改善をして、その過程において住民の負担も現在あまりにも零細な住民にまで負担を求めているという点は改善をはかつていい、こういう方向で進んでいくべきものであるう、かように考えておるのでござります。

○佐野委員 私、あまり意見ばかり言って恐縮ですけれども、率直に申し上げて、今の地方税の現状を実際見ると、まことに累進的だと思ふのです。ただ、サービスなんだと言われますけれども、恩恵の方とつて参りますと、施策の恩恵を受けておるのだから、サービスを受けておるわけです。道路もよくなつた、水道もできた、固定資産税も負けてもらつた、サービスの度合いから見ると全く累進的になつておると思うのです。ところが費用の負担といふことになつてくると累進的で、貧乏人は数が多いからよくいに税金を払つておる。こんな地方税のあり方だと、これはやはり大きな問題点を含んでおるのじやないか。かように考えるわけで、いろいろ具体的な例も思つたのですけれども、やめまして、そういう点を一つ考えていただきたい。

それから財政局長さんに、税外負担の点についてですが、昨年度は消防関係に八億円、道路橋梁に十五億円、小中学校費に三十四億円、その他に十

三億円、合計七十億円、それから府県が町村に負担させているものの肩がわかれとし二十億円、合計九十億円を見込んでおられたわけですけれども、昭和十二年度における自治省の調査、そこ毎年々々調査はやらないでしようとねけれども、それから見ると税外負担は相半ば増額になってきておると思いますが、これらに對して長期的計画的にこれも解消する——今申し上げましたように、税制においては非常に苛烈な、封建的な箝制をとらざるを得ないといふ地方自治体の財政なんです。その上に税外負担がまた悪平等の姿をもつて地方住民にのしかかってくるわけですが、これに對して、計画的にこれを解消するという体具体的な案があるわけですか。

意欲、意識が高揚するにつれまして、財政秩序に反して税外負担をそのまま容認していくといふような形になかなるものではないと思つてゐるわざであります。ただそういう意識に付するだけのことではありますんで、あわせて財政措置もやつていく、あわせた措置はとつていかなればならない、かように存じてゐる次第であります。三十五年度には、税外負担の解消の一連の措置をとつたわけであつて、地方財政法の改正の効力は三十五年度からということになっておりまつて、今後の推移を見た上でどのような措置をとることが最も妥当かといふことをさらに一そう検討したいといふことでございまして、将来推移を見ながら進めることが最も妥当かといふことを考へたい。かよう考へて、その場合には、当然負担範囲を拡大するといふことを考へておられます。しかし、嫁を禁止する範囲をとります結果、いろいろな過弊害も起りかねないわけでござりますので、そういうふうかと私は考えております。しかしながらもとよりそういう措置をとります結果に進まざるを得ないのでないだとうかと私は考えております。しかし、三十六年度は投資的経費をかなり充実しているわけでありまして、地方交付税の改正によりまして、そちらともあわせ検討しなければならぬ。しかし三十六年度は投資的経費をかなり積極的に行なつてゐるわけでございますので、財政秩序に反した無理な方法をとらなくて、ある程度の水準で引き上げの仕事は地方団体においてはまた逆に税外負担を解消する、少なくともそれを拡大するという方向は阻止できるのではないか、こういふ

うような考え方を持つてゐるわけであります。
○佐野委員 稅務局長に、租税特別措置法と非課税、これによる金額をそれ教えていただきたいとの、もう一つは、今度の地方税法の改正はまだ提案されないのでそれども、伝えられている融用年数の改定あるいは配当課税の関係と同族会社の留保分の関係、この三つが県税並びに市町村税に及ぼす影響は平年度においてどのくらいの減税になりますか。
○後藤田政府委員 租税特別措置による現在の輕減の金額でありますが、国税が三十六年度ベースで千四百億程度でございます。地方税は七百億、そのうち国の措置に伴つて地方税で輕減になつてゐるもののが約三百五十億、残り三百五十億が地方税独自の非課税、こういう数字であります。
第二点の配当課税の改正による地方税の減収分は、府県民税で五億五千萬、それから平年度が十二億二千万円、市町村税の関係で八億三千八百万円、平年度が十八億二千五百萬、こういう数字でございます。次に留保金課税の改正に伴います減が、府県税で一億四千九百万、平年度が二億三千万、市町村税の関係で二億二千四百万、平年度が三億四千五百万、そういう金額でございます。
○佐野委員 非課税措置は。
○後藤田政府委員 さつき申し上げました通りでございます。
○佐野委員 租税特別措置と違うのでですか。
○後藤田政府委員 先ほど申しました七百億のうち地方税独自の分が三百五十五億と申しましたが、これがハマる十意と申しましたが、これがハマる

非課税の分でございます。

○佐野委員 租税特別措置法による地方税の減収見込み、電気ガスその他に伴う非課税がありますね。その非課税措置による減税特別措置……。

○後藤田政府委員　國税の方では租税特別措置と、こう申しておるわけでございます。地方税の方は非課税規定あるいは課税標準の特例、こういう扱いになっておるわけであります。従いまして租税特別措置法に基づく地方税の減収分が三百五十億、地方税独自の非課税規定及び課税標準の特例、これに基づくものが三百五十億、こういうことになっております。

ましたように地方税においても平年度において耐用年数、課当課税留保分、これらの三つだけでも地方税に及ぼす影響は百五十三億円、私どもの計算は大体局長さんとよく似ておりますので、私の計算もそうなつておる。平年度は百五十三億円の減税になる。そういう措置がとられてくるわけですね。それは租税特別措置法による地方税の減収にいたしましても、非課税措置におけるなににいたしましても、昭和十三年度から見ましてもちつとも減つていない。逆にふえておるという形を見つけて参つても、大資本に對してはこのような優遇措置をやつておるわけです。しかもたとえば固定資産税一つ見つけて参つても、二万円、三万円の土地、家屋に対しても固定資産税はかかって参る。こういう行き方をとつておるわけです。しかも片一方におきましては、今申し上げた耐用年数の改定だけでも莫大な金になつてくるわけです。こういう工合に出て参つておるところ

にも、私は地方税の性格というものが

どうあるかということをはつきり示しておるのじやないか、かようにも考えるわけですが、しかしこれに対する意見はまた税法のときにおいていろいろ検討させていただくいたしまして、雪害に関してですが、財政局長さんによると、積雪寒冷地帯における補正係数を求められる算定基礎というのは、農林省の農業総合研究所の積雪地方支所の統計、昭和二十四年から二十八年、この五年間の平均数字をとったという場合に聞いておるのでですが、これは間違ひありませんか。

○佐野委員 それはことしあたり農林省において廢止になつたでしよう。まあああそれはいいですけれども、そういう積雪寒帯、こういう特に寒冷に對しては相当の調査研究が進んでおるのですけれども、積雪度合のあるいは湿润度合い、これに対する調査というものは、積雪の場合は農林省の昭和二十四年から二十八年、この古い五カ年間の統計を持ってきておる。湿润の場合だつたら、どこで調査していくか、調査する機関もない。測候所に聞いてもわからないし、どこへ聞いてもわからぬけれども、湿润はいろいろな影響を与えておるものだということだけは言い得る。しかしその研究所もなければ、データもないというようなことが言われておるわけですけれども、交付税の補正係数の場合における寒冷度、積雪度ですか、これに対する占める割合は總ワークからいえばどういう工合になつておるかわかりませんか。今すぐそういうわけにもいかないでしようけれ

۱۰

○奥野政二
よつて影響
がかなり大き
す。御承知
ています明確
にいたして、
冷地手当が不
つきまして、
与費をそなへ
ばならない。
一つは寒さ
要の経費をも
っているわけ
まつては必ず

る、あるいはの耐用年数
うような状態
あります。
よつて財政
じベースで
といふこと
費がござい
答えをする
す。

委員 寒冷度や積雪度に
を受ける経費にその度合い
つてくるわけでございま
のように寒冷補正で行な
題は、職員費については寒
支給される地域について給
だけ多く見るという計算を
ります。それから積雪度に
は、雪おろしをしなければ
あるいは雪開いをしなけれ
。そういう施設について所
算入するという建前をとつ
でございます。さらにもう
一度のきびしいところにおき
参考書がそしめますと、要

ある程度短くなる、といふ算の仕方をしているわけでも要するに、そういうことに需要が多くなるものは、同それだけのものを見ていなくてござります。御指摘の経ましたら、それについておまことにいたしたいと思いま

おける問題、これらのは何かといふ

うと、先ほどの選舉制度審議会のようなもので、固定資産の評価調査会があるからその結論を待つてということなんですがとも、しかしながら、先ほど申し上げましたような耐用年数などを、いろいろ法人税に関係のある減税がどんどん出てくるわけですね。しかし実際に雪の国における固定資産の評価が非常に低いということはこれは明らかだらうと思うのですが、あるいはまた交付税の中におけるところの積雪に対する度合いですね、これらに対しても検討されたら直ちにこれを一つの措置としてやることが大切じゃない

が調査会の答申を行って来年は提起されるのだからしばらくがまんをしてくれという形で、すぐに調査会々々でいかれるのじやなくて、そういう点に対し具体的に現実と合わない場合においては適正な措置をとる。こういうことが必要じゃないかということと、もう一つ大臣もおられますのでお聞きいたしますが、災害基本法は、伊勢湾台風のときに与野党とも、いろいろな災害の法規が多いから基本法を作つて合理化しようじゃないか、こういう話し合いが行なわれ、政府にも申しこれがなされて、政府においてもそういう基本法をお作りになつておられるだろうと思いますが、そういう点に對して自治省としてはどういう形において関与していかれるお考えですか。

○安井国務大臣 災害基本法は、各省に非常にこれから関連の多い法案になりうかと思うのであります。自治省自体としては原案、草案というものを一応持つておりますが、各省との調節というような点で、まだこれがいつ出せ

るか、あるハまよひて今國會に間

○佐野委員 非常におそくなつて恐縮ですが、最後に、町村合併をめぐるいろいろな紛争がまだ続いていると思いますので、いずれ新町村建設計画の中いろいろお伺いいたしたい、かようになりますけれども、こういう紛糾の結果、いろいろ自治体に問題が起つて、あるいは議員がその中に介在しているわけですが、それと同時に地方暴力団になぐられるとか、いろいろな事件が各所に起こつておることを聞いています。

自治の尺度と申しますが、このことがやはり町村合併の場合に一番大切じゃないか。単に経済的に、あるいは広域地域になるいろいろな利便があるのだ、こういう形で上からの町村合併を進めることは、非常にいろいろな無理が起こつておると思うわけです。その中でたとえば最近南国土佐で、委員長に恐縮ですけれども、高知県の南国市長さんが逮捕された。その中にやはり町村合併にからまるところのいろいろな問題があるよう聞いておるわけでですが、同時に、私、一つそういうことに対して、たとえば町村合併というのは住民が地方自治に参加する、その中から新しい村、町を作るのだ。こういう形において進められるよりも、上から、これをやつたらいいのだ、経済的にもいいのだ、あるいは広域都市というものはいいのだ、こういう形で頭からやってきて、そのために起こつてくる紊乱、そのため当局者が一つの国策だといって住民に押しつける。そういうことの中から、財政の紊乱、腐敗

思うのですが、石川県の山中町でござる。ういう問題が起つておるのであります。決算委員会の席上で、仮払いとして一千二百二十万円も出しておる、こういうことを町長さんが決算委員に、仮払いとは一体何か、いわゆる予算に計上されなくて仮払いとしてやつておるその借金が一千二百万円残つておる。それから予算に全然計上せぬして過年度支出金として七百万円も出しておる。これも予算上素通りしてしまつておる。合計一千九百万円も仮払いという名義において使われておる。これについて、何やかやと町のためにやつたのだ、町村合併という国策を推進するためには、あるいは町のためにやつたのであって、決して私腹を肥やしていくのじやないと言つておるが、こういうことになつて参りますと、財政法も地方自治法も何を要らなくなつて、みんな仮払いがやれる。あとから過年度支出に落としていけばやれる。こういう問題で何か告訴騒ぎになつておるそなうですけれども、これらに対する自治省の指導ですね。やはりそういう意味において抜けておるのではないかといふこととと。もう一つは、この間、ゴルフ場問題に対し、何か農林省のある市がゴルフ場に出資金を出す。これはまあ出資の目的がよければいいんだと回答せられたということで新聞紙にも出ておつたわけですから、そういう立場に対してもう一つは、この間、ゴルフ場に、皆さんすでに熟知されている問題

○奥野政府委員 御指摘になりました
だらうと思いますので、どういう指導
をやつておられるか、一つお聞かせい
ただきたいと思います。
ように、仮払いというようなことは、
現在の財務会計の制度の上にはないわ
けでございます。しかし、現実には財
政法等の運用におきましてそういうこ
とをして、しかもそれを赤字防ぎにし
ているというような例のあることも事
実でございます。そういうような表面
にはつきりしない經理をしていきます
と、だんだんそういうことがわからな
くなつて間違いが起つてくると思わ
れますので、私たちとしても、厳にそ
ういうことのないよう今後とも十分
注意をしていかなければならぬ、こ
う思つております。ただ、合併騒ぎ
で、どうせ今やつておいても新しい団
体に債務を引き継いでもらえるのだ、
こういうような無責任な考え方から、
かなりそういうことが多く、そのこと
がまた財政紊乱のもとをなしたようで
ござります。そういうこともございま
すので、昨年来そういう団体の建て直
しということで、財政再建計画法に基
づく再建計画を立ててもらひ、同時に
そういう資金につきましては政府資金
の融通のあつせんをし、さらにある程
度利子負担につきましても軽減措置を
とって、若干總政に頼するかもしませ
んけれども、そういう思い切つた方
針を打ち出しまして建て直しを督促す
るといまじょうか、あるいは促進す
るといまじょうか、そういう手を現
在のところ打つておるような次第でこ
ざいます。

が行なうことについてどう考えるかと
いうような問題でございますが、これ
は私は、やはり当該団体が自主的
にきめればよろしい問題であつて、や
れともやるなとも言うべき筋合いのも
のではなかろう、こう思つておるわけ
でございます。ゴルフ場を誘致いたし
ますことが当該団体の觀光施設を整備
するとか、いろいろと当該団体の發展
と深く結びついているところがたくさん
あるらうかと思うのでござります。そ
ういう地域におきまして、地方団体も
若干それに参画していくということは
あえて否定する必要はない。ただ、職
員がただで遊ぶためにゴルフ場の会員
権を取得するということはもとより好
ましいことではございませんけれども、
も、そういうことが起こらないよう努
力していかなければならぬと思つて
ますが、総合的な施策の一環としてゴ
ルフ場の会員権を取得するということ
は、それは何ら譲議するにあたらない
ことだ、こういうような感じを持つて
おります。

消極とがあるからそういうこともできぬのだといって、実質においてそういうう睨行行為をやられておる。しかも、そういうところに、先ほど申し上げたとおり、たいわゆる補助金が八百万から一千万をこえるところのものがいく。それで、地方官庁からどんどんやってくる。ついでに中央官庁の皆さんと昼夜からゴルフをやつておる。こういうことで、農民は土地は取られ、田畠はぶされ、おまけにガソリンや煙を食べて、しかもゴルフ場の出資金をまた毎金で納めておる。こういうのは奈良の場合も大同小異だらうといつたので、だから収入役がこれはと首をかしげのではないかと思うのですが、そういう点に対してもつと積極的な指導が必要ではないか、かように考へるわけですね。ですから、私どもの宿舎の横にありますゴルフ場を見てみましても、朝から会社族が来て、国会議員は朝からおもしな監獄行きの自動車みたいのに乗って国会に出てくる、それと前後して、いう自家用車がどんどんやってくる。というようなことを見て、なおさらにつくわけすけれども、これも全会員の必要経費として、損金として落とされておる。そうですけれども、やはりそういうことが地方自治体にも蔓延していく。こういうことに対するは、と具体的な実情に沿う行政指導が大変じゃないか。

二十　　事つてそき柱自るそつからあひ必いたの机つつこ間くレトモ　いさ